

神社叢錄第七十五之卷 西海道十一

○對馬島

中臣朝臣連胤謹撰

對馬島二十九座 大六座小二十三座

對馬は都之萬と訓べし、和名鈔、國名對馬、假字上國府下縣郡、式廿二、上民部對馬島、下、爲遠國、同廿四、上計海路行程四日、拾芥抄、國郡對馬、下、日本紀、神代對馬島壹岐島及處々小島、皆是潮沫凝成者也、古事記、神代次生津島、亦名天之狹手依比賣、神事紀、同、神代天菩比命之子建比良邊命、津島縣直等之祖也、舊事紀、天日神命、對馬縣主等祖、同、國造津嶋縣直、權原朝、高魂尊五世孫建爾己々命改爲直、式三、臨時下部取三國下術優長者、伊豆五人、壹岐唐史籍、自肥前國博多津西向、飛帆一日到壹岐島、自斯又對馬一日、自非大風不得渡、與高麗隔海、金海府、放野之島、掛帆之布、分明互見、其近可推、彼國之無窺窺心、八幡大菩薩之威神也、

上縣郡十六座 大二座小十四座

上縣は加無津阿加多と訓べし、和名鈔、郡名上縣、假字上、式廿二、民部拾芥抄、國部上縣、和多都美神社 名神大

萬葉集十五卷に毛母布爾乃波都流對馬

明治四年五月十五日被列於國幣

中社一所在長崎縣對馬國上縣郡木坂村和名鈔下縣郡三根郷あり

和多都美は假字也○祭神八幡三座頭○三根郷木坂村に在す、玉勝今八幡本宮と稱す、例祭

○式三、臨時名神祭二百八十五座、中對馬島和多都美神社一座、○當國一宮也、一宮○

當國下縣郡和多都美神社、大神同和多都美神社、小神位

續日本後紀、承和四年二月戊戌、對馬島上縣郡無位和多都美神奉授從五位下、三代實錄、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授對馬島從五位下和都美神從五位上、同十二年三月五日丁巳、授對馬島從五位上和多都美神正五位下、

連胤云、當社祭神の事、今は頭注に従ふといへども、竊に按るに、八幡宮にては神位の次第も協はぬこゝちすれば、恐らくは傳來は海童神なるを、後に八幡宮を合祀し、さて相殿の方を主としたるは、後世のしわざなるべし、猶よく考ふべし、

島大國魂神社

島大國魂は志麻乃於保久爾多麻と訓べし○祭神明か也、考證、大己貴命、古蹟集、東漢、鳴尊といふ、共に今從はず、○豐崎郷豊村に在す、今嶋首社と稱す、玉勝例祭 月 日、

古事記傳九の卷、倭大國魂神云々の條に、各其國處に經營の功德ありし神を、如此申して祀れるなるべし云々、其中には大穴牟遲命を齋へるもありぬべし、又曰、昔紀に、一名大國玉神、古語拾遺に、大國魂神とあるは、凡て天下を經營まし、故なり、御名の同きを以て、思ひ混ふる事なかれと云ふは然るべし、連胤按るに、當社を島首社と稱ふるも、此島を經